

<令和4年度整備分 特定施設入居者生活介護の公募に係る質問に対する回答>

No.	区分	問	答	回答年月日
1	事業開始年月日	選定された場合の事業開始日について、施工作業員が新型コロナウイルスに罹患する等の事情で工期が遅れ、令和4年度中に事業を開始できない状況になってしまった場合はどのように取り扱うことになるか。	公募選定後の事業計画（事業開始日）の変更は原則認められない。よって、不測の事態を考慮して可能な限り余裕をもった計画を立案し、施工業者とも事前に代替措置等について、確認しておくことが望ましい。万が一、真にやむを得ない事情が発生しそうな場合は、必ず事前に相談すること。	令和3年8月30日
2	地域との関係	地域住民への計画の説明を書面により実施することを予定している。質疑についても書面で募るが、個人情報保護の観点から匿名による質疑に応じることを検討している。この場合、申請時の提出書類である「（様式3-1）地域住民等への説明結果報告書」に質問者氏名を記載しない取扱いとしてよいか。	質問者個人については、必ずしも特定できる表記でなくても差し支えない。この場合、相手方の欄には「地域住民」と記載することが考えられる。	令和3年9月3日
3	資金計画	①借入金の借入先は、金融機関ではなくグループ会社からでもよいか。 ②借入先をグループ会社とする場合、添付書類はあるか。	①差し支えない。 ②借入がある場合は「（様式2-3）資金計画」に任意の様式で「償還（返済）計画書」を添付すること。また、「（様式2-3）資金計画」に借入先や償還期間、償還財源等を記載する必要がある等、公募の手引き30ページに明示される対応が必要となる。	令和3年9月3日